

「短期・長期の入院」、「働けなくなったとき」、  
「万一のとき」、「先進的な治療」も保障する  
あなたに合った**医療保険**



2020.8  
改定

# メディカル Kit NEO

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)[無配当]

1入院60日型、手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型

特定疾病保険料払込免除特則 / 初期入院保障特則 / 特定悪性新生物保険金前払特約 / 3大疾病入院支払日数無制限特約  
先進医療特約 / 重度5疾病・障害・重度介護保障特約 / 特定治療支援特約 / 抗がん剤治療特約

ご病気、おケガ、万一のさいに、  
しつかりとお役に立ちとうございます。



最新のがん治療と  
バージョンアップした  
医療保険(死亡保障付)  
についてすぐわかる  
**動画はこちら!**



あんしんセエメエ

# あなたが医療保険に求めるものは何ですか？



## 基本的な入院・手術の保障が充実していて欲しいわ。

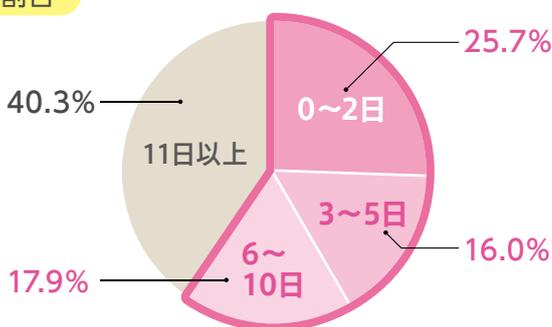
スタンダードプランについて詳しくは [P. 7](#) [8](#)



## 3大生活

## 入院した方の約60%が10日以内に退院しています。

入院日数の割合



厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとに当社にて作成  
※単胎自然分娩/その他の妊娠、分娩及び産じょくを除く

[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。

## 短期の入院でも、治療費だけでなくさまざまな費用がかかります。

入院時にかかる諸費用(1日あたり)

差額ベッド代 平均 **6,188円** 厚生労働省 中央社会保険医療協議会  
「平成30年 主な選定療養に係る報告状況」

雑費※ 平均 **8,250円** エフピー教育出版  
「平成30年サラリーマン世帯生活意識調査」

※着替えや洗面用具など身の回りのもの、見舞いに来る家族の交通費等の費用。

## 3大疾病の入院は長期におよぶ傾向があります。

3大疾病の退院患者平均入院日数



厚生労働省「平成29年 患者調査」

## 生活習慣病ではないかもし

生活習慣病とは、食事や運動、喫煙、飲酒、発生の原因となる疾患の総称です。

生活習慣病とされる疾病例(日)

脳血管疾患

111.5万人

がん(悪性新生物)

178.2万人

がん治療の現状

## がん治療の

- がんの治療は手術、放射線等)が広く行われていています。
- 例えば、2018年ノーベル賞となった新たな「免疫療法」また、がん患者の遺伝子最適な薬剤を判定するされており、研究や医療こうした新しい技術の中であつたり、適応外使用なるケースがあります。転移した場合や重篤な

# 疾病などの習慣病の治療にもしっかり備えたいな。

生活習慣病保障セットプランについて [詳しくは](#) P. 13 ~ 16

は **他人事** れません。

ストレスなどの生活習慣が深く関与し

本人の三大死因)と総患者数

心疾患  
(高血圧性のものを除く)  
**173.2**  
万人

厚生労働省  
「生活習慣病予防のための健康情報サイト」  
「平成29年 患者調査」

これら疾病例の他に、肝硬変・慢性腎不全・糖尿病なども生活習慣病とされています。

治療費は **高額** になる可能性があります。

## 主な疾病の治療費例

脳卒中(くも膜下出血)で入院した「46歳 男性」の場合

入院日数 合計 50日  
医療費合計 合計 3,226,030円

A 3割自己負担額 合計 967,810円  
B 高額療養費 合計 730,240円  
C その他費用※ 合計 463,940円

自己負担額総計 (A+B+C円)

合計 **701,510円**

急性心筋梗塞で入院した「59歳 男性」の場合

入院日数 合計 24日  
医療費合計 合計 1,781,340円

A 3割自己負担額 合計 534,400円  
B 高額療養費 合計 361,727円  
C その他費用※ 合計 126,820円

自己負担額総計 (A+B+C円)

合計 **299,493円**

\*自己負担額および高額療養費は、70歳未満・年収約370万~約770万円の場合にて算出しています。

データ提供:エフピー教育出版

金額は、2018年(平成30年)4月現在の診療報酬、公的医療保険制度にもとづき算出しています。

※医療費以外にかかった費用について食事自己負担額、室料(差額ベッド代)を表示しています。食事自己負担額、室料(差額ベッド代)以外にもその他雑費が必要となる場合があります。

**【ご注意】**医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度がある可能性があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

世界は、日々 **医療技術** が **進歩** しています。

線治療、薬物療法(抗がん剤治療)ですが、治療技術は日々進歩して

ル医学・生理学賞の受賞で話題とが注目されています。変異を解析し、その遺伝子変異に「がんゲノム医療」が一部実施体制の整備が進められています。には、使用薬剤が国内では未承認等であるために、治療費が高額とこのような治療の多くは、再発・がん等に利用されます。

## がんの治療方法(例)

### がんの一般的な治療



手術



放射線治療



薬物療法  
(抗がん剤治療等)

### 新たに研究が進められている治療



免疫療法



がんゲノム医療  
など

2019年4月現在の一部の治療について記載しています。今後変更となる可能性があります。

監修:東京海上日動メディカルサービス株式会社

あなたが**医療保険**に求めるものは何ですか？

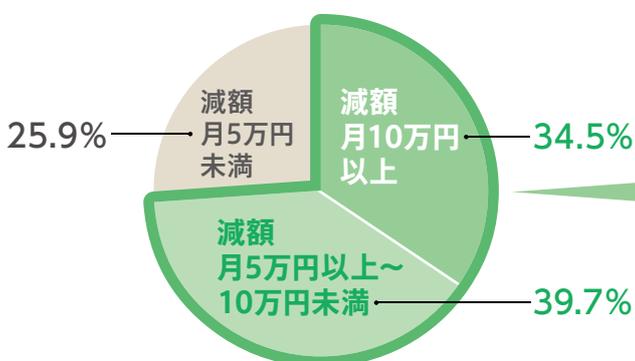


治療費だけではなく、働けなくなったときの  
生活費などにも備えておきたいわ。

就業不能保障セットプランについて 詳しくは P. 9 10

働けなくなったことにより  
収入が減ってしまうかもしれません。

働けなくなったことで減った収入額



働けなくなった人の約7割が

月の収入が**5万円以上**も  
減額に!

「就業不能に関する調査」当社調べ(2018年9月)  
[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。

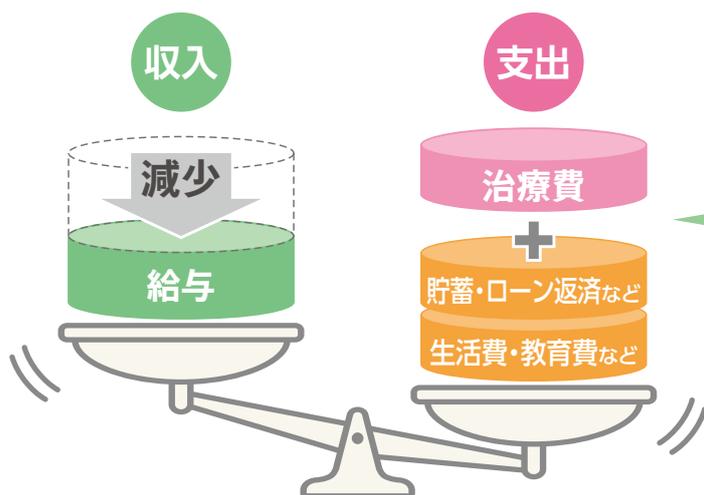
さらに、働けなくなったあと**復職**しても  
働けなくなる前と比べて

同じようには  
働けない **54.8%**

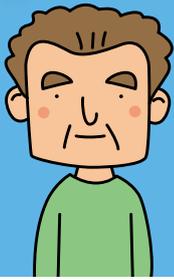
収入が元  
に戻らない **28.9%**

「就業不能に関する調査」当社調べ(2018年9月)

つまり



治療費がかかるうえに  
収入が減ってしまうと、  
**家計への負担**は  
ますます**大きく**なってしまいます。

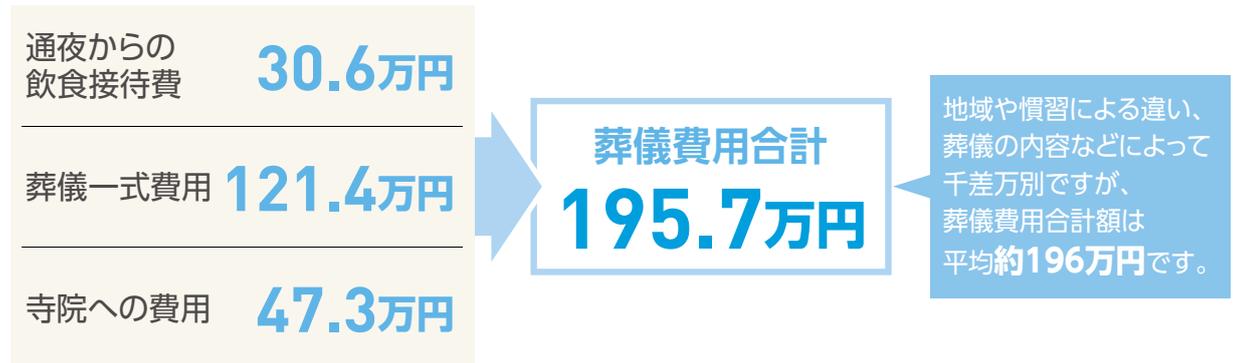


# 万一のときにかかる費用の準備をしておきたいな。

死亡保障セットプランについて [詳しくは](#) P. 11 12

## 葬儀費用について考える必要があります。

### 葬儀費用の内訳と合計額



[注] ①項目ごとの有効回答からそれぞれ平均費用を算出しているため、各項目の合計と葬儀費用合計は一致しません。

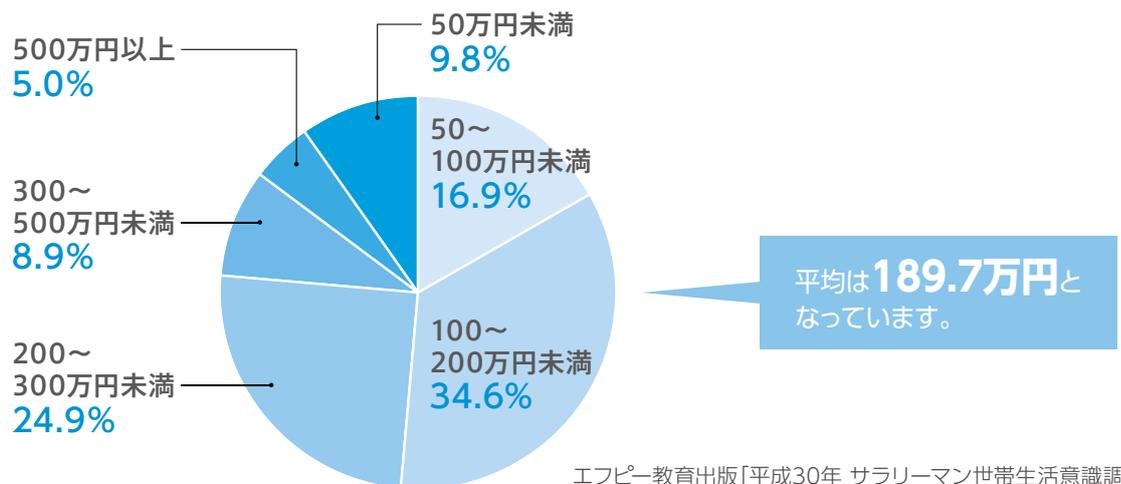
②葬儀一式費用：病院からの搬送、安置、飾り付け、会場祭壇設営、会葬御礼、霊柩車、ハイヤー、火葬費用、斎場使用料。

寺院への費用：お経料、戒名料、お布施。

(一財)日本消費者協会「第11回葬儀についてのアンケート調査」(平成29年1月)

## お墓についても考える必要があるかもしれません。

### お墓代として必要と思われる費用(予想額)



エフピー教育出版「平成30年 サラリーマン世帯生活意識調査」

[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。

## その他考えられる万一のときにかかる費用は？

- 一人暮らしで賃貸住宅にお住まいの場合の片づけ(遺品整理)費用
  - お車を所有されている場合で引き取り手がない場合の廃車費用
- など

# メディカルKit NEOは、

あなたのニーズに合わせてプランをお選びいただける医療保険です。

基本的な入院・手術に備えたい方



スタンダードプラン

手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型(Ⅲ型)

	保険金・給付金・特約・特約等の種類	どんなとき		
主契約	入院 (疾病入院給付金) (災害入院給付金)	病気やケガで所定の入院をされたとき	●	1日につき <b>10,000円</b> <sup>※1</sup> ・支払限度日数 1入院60日/通算1,095日
	手術・放射線治療 (手術給付金) (放射線治療給付金)	公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療を受けられたとき 〔お支払いの対象外となる手術・放射線治療や、お支払回数に制限がある場合があります。〕	●	手術の種類により1回につき <b>40・20・10・5万円</b> 放射線治療1回につき <b>10万円</b>
	死亡保障 (死亡保険金)	死亡されたとき		—
特約	特定疾病保険料払込免除特約 <sup>※1</sup> <b>!</b>	悪性新生物 <sup>※2</sup> と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき		—
	初期入院保障特約	病気やケガで1～9日間の所定の入院をされたとき	●	一律 <b>10万円</b>
特約	特定悪性新生物保険金前払特約 <sup>!</sup> <b>!</b> (特定悪性新生物保険金)	悪性新生物 <sup>※2</sup> について、以下のいずれかに該当したと診断確定されたとき ○悪性新生物の病期分類によりⅢ期またはⅣ期に分類されること ○悪性新生物が認められない状態となった後、再発したこと ○他の臓器に転移したこと 〔標準治療がないか、標準治療が終了した、または標準治療の終了が見込まれる場合を含みます。〕		—
	3大疾病入院支払日数無制限特約 (特定疾病入院給付金)	がん、心疾患、脳血管疾患で入院したとき 〔主契約の疾病入院給付金の支払限度を超える入院に対して、支払日数の制限なく入院給付金をお受け取りいただけます。〕	●	1日につき <b>10,000円</b>
	先進医療特約 (先進医療給付金)	公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき		—
	重度5疾病・障害・重度介護保障特約 <sup>!</sup> <b>!</b> (重度5疾病・障害・重度介護保険金)	5疾病(悪性新生物 <sup>※2</sup> 、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全)で働けなくなった場合や病気やケガで障害状態・要介護状態となったとき		—
	特定治療支援特約 <sup>!</sup> <b>!</b> 特約の型:Ⅲ型 (悪性新生物給付金) (上皮内新生物給付金) (心疾患給付金) (脳血管疾患給付金) (肝硬変給付金) (慢性腎不全給付金) (糖尿病給付金)	所定の生活習慣病(がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全、糖尿病(3大合併症))で所定の治療等を受けられたとき 〔疾病の種類ごとに、1年に1回、通算5回(上皮内新生物、糖尿病は1回)を限度とします。〕		—
	抗がん剤治療特約 <sup>!</sup> <b>!</b> (治療給付金)	公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療を受けられたとき		—

プラン選びに役立つ参考データ、各プランの詳細についてはこちらをご確認ください。

データ  
P. 1

⋮

詳細  
P. 7 8

\* 特定疾病保険料払込免除特約を付加しない場合、所定の高度障害状態または所定の身体障害状態に該当したときに限り、将来の保険料のお払込みが免除となります。

**! がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

※1 初期入院保障特約を付加した場合、初期入院保障特約の対象となる入院をしたときは、日数に応じた給付金はお支払いしません。

※2 上皮内新生物は対象になりません。

働けなくなった  
ときにも備えたい方



死亡保障にも  
備えたい方



治療に  
重点を置きたい方



就業不能保障  
セットプラン

手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型(Ⅲ型)

死亡保障  
セットプラン

・手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型(Ⅲ型)  
・死亡保険金の給付倍率500倍

生活習慣病保障  
セットプラン

・手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型(Ⅲ型)  
・死亡保険金の給付倍率500倍

● 1日につき <b>10,000円</b> ・支払限度日数 1入院60日/通算1,095日	● 1日につき <b>10,000円</b> ・支払限度日数 1入院60日/通算1,095日	● 1日につき <b>10,000円</b> ・支払限度日数 1入院60日/通算1,095日
● 手術の種類により1回につき <b>40・20・10・5万円</b> 放射線治療1回につき <b>10万円</b>	● 手術の種類により1回につき <b>40・20・10・5万円</b> 放射線治療1回につき <b>10万円</b>	● 手術の種類により1回につき <b>40・20・10・5万円</b> 放射線治療1回につき <b>10万円</b>
—	● <b>500万円</b>	● <b>500万円</b>
● 将来の保険料払込みが不要	● 将来の保険料払込みが不要	● 将来の保険料払込みが不要
● 一律 <b>10万円</b>	● 一律 <b>10万円</b>	● 一律 <b>10万円</b>
—	● 将来の死亡保険金のお支払いに代えて、お受取り 指定保険金額 × 所定の給付割合 〔主契約の死亡保険金額のうち指定した金額〕 〔請求日における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合(91%~99%)〕	● 将来の死亡保険金のお支払いに代えて、お受取り 指定保険金額 × 所定の給付割合 〔主契約の死亡保険金額のうち指定した金額〕 〔請求日における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合(91%~99%)〕
● 1日につき <b>10,000円</b>	● 1日につき <b>10,000円</b>	● 1日につき <b>10,000円</b>
● 先進医療にかかわる技術料 (通算2,000万円まで)	● 先進医療にかかわる技術料 (通算2,000万円まで)	● 先進医療にかかわる技術料 (通算2,000万円まで)
● 給付金支払期間満了日まで 月額 <b>10万円</b>	—	—
—	—	● 1回 <b>50万円</b> 上皮内新生物給付金は25万円
—	—	● お支払事由の該当月ごとに <b>5万円</b> ・支払限度月数 通算60か月

データ P. 1 3 …… 詳細 P. 9 10

データ P. 1 4 …… 詳細 P. 11 12

データ P. 1 2 4 …… 詳細 P. 13 ~ 16

保障内容について、P.18~20の「Q&A」およびP.21~22の「ご検討にあたりご注意いただきたいこと」を必ずご確認ください。

# スタンダードプランのポイント

特長

1

1~9日間の短期入院でも  
**10日分お受け取り**いただけます。

〈初期入院保障特則〉

## 初期入院保障のお受け取りの仕組み

1回の入院の入院日数が1~9日間の短期入院でも、一律10日分の入院給付金をお受け取りいただけます。

1回の入院とは:同一の病気や同一の事故によるケガの治療を目的として、入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして各入院日数を合算します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日(不慮の事故によるケガでの入院の場合は事故の日)からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。



特長

2

3大疾病の入院は  
**支払日数無制限!**

〈3大疾病入院支払日数無制限特約〉

3大疾病[がん、心疾患、脳血管疾患]の治療のための入院は、**支払日数無制限で保障**します。

特長

3

**重い手術**の場合は、より**手厚く保障!**

〈主契約〉

公的医療保険対象の手術・放射線治療、約1,000種類を保障!  
開頭手術など、重い手術の場合は、より手厚い手術給付金をお受け取りいただけます。

手術の種類により  
**5倍、10倍、20倍、40倍**

## 手術給付金について

主契約の〈手術給付金・放射線治療給付金〉は入院給付金日額を基本とし、手術の種類ごとに、給付倍率が異なります。

Ⅲ型	手術・放射線治療の種類	給付倍率
①	●開頭手術(穿頭術は⑤) ●四肢切断術(手指・足指は⑤) ●脊髄腫瘍摘出術 ●心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術(*)	40倍
②	●開胸・開腹手術 (③に該当する手術は除く) (帝王切開娩出術は⑤) a. 悪性新生物に対する手術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術 b. 上記a. 以外の手術	20倍
③	●胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術	10倍
④	●骨髄等の採取術	10倍
⑤	●①から④に該当しない手術 a. 疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 b. 上記a. 以外(外来)での手術	5倍
⑥	●放射線治療	10倍

[注] ●給付倍率を5倍~10倍に設定したI型もあります。

(\*)移植手術は、日本国内で臓器の移植に関する法律に沿って行われたものに限ります。臓器の提供を受ける患者を対象とし、臓器の提供者は対象となりません。

# メディカルKit NEO スタンダードプランの保障内容

保険期間:終身

入院給付金  
日額 **10,000円**

手術給付金および放射線治療給付金の  
給付倍率の型(Ⅲ型)

保険金・給付金・特別・特約等の種類		どんなとき	
主契約	<b>入院</b> (疾病入院給付金) (災害入院給付金)	病気やケガで 所定の入院をされたとき	1日につき <b>10,000円</b> 1入院につき60日まで、 通算支払限度日数1,095日 初期入院保障特則を付加した場合、初期入院保障特則の対象となる入院をしたときは、日数に応じた上記給付金はお支払いしません。
	<b>手術・放射線治療</b> (手術給付金) (放射線治療給付金) 約1,000種類の手術に対応	公的医療保険制度の給付対象の 手術・放射線治療を受けられたとき (お支払いの対象外となる手術・放射線治療や、お支払回数に制限がある場合があります。)	手術の種類により 1回につき <b>40・20・10・5万円</b> 放射線治療 1回につき <b>10万円</b>
	<b>死亡保障</b> (死亡保険金)	死亡されたとき	なし 死亡保険金の給付倍率0倍 死亡保険金をお支払いするタイプもございます。 詳しくは P. 11 「特長1」へ
特別	<b>入院</b> (初期入院保障特則)	病気やケガで1～9日間の 所定の入院をされたとき	一律 <b>10万円</b>
特約	<b>3大疾病による入院</b> 3大疾病入院支払日数無制限特約 (特定疾病入院給付金)	3大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)により 所定の入院をされた場合で、主契約の疾病入院給付金の 支払日数が1入院または通算の支払限度日数を超えた とき ・1入院の支払限度日数(60日) ・通算の支払限度日数(1,095日)	1日につき <b>10,000円</b>

スタンダードプラン

●このプランは、死亡保険金をお支払いしないタイプです。(被保険者が死亡された場合に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。)

保障内容について、P.18～20の「Q&A」およびP.21～22の「ご検討にあたりご注意いただきたいこと」を必ずご確認ください。

# 就業不能保障セットプランのポイント

スタンダードプランの保障内容もあわせてご確認ください [詳しくは](#) P. 7 8

特長  
1

**5疾病**による**就業不能状態**が  
60日を超えて継続したとき保障します！

自宅療養  
でも  
お支払い\*

\*医師の指示を受けて  
自宅で治療に専念す  
る場合に限りです。

〈重度5疾病・障害・  
重度介護保障特約〉

5疾病とは	悪性 新生物 (がん)*	急性 心筋梗塞	脳卒中	肝硬変	慢性 腎不全
-------	--------------------	------------	-----	-----	-----------

特長  
2

病気やケガで**障害状態**に該当した場合や  
**要介護状態**が180日を超えて継続した場合も  
保障します！

〈重度5疾病・障害・  
重度介護保障特約〉

特長  
3

**給付金**は2年間または5年間、  
**毎月お受け取り**いただけます！

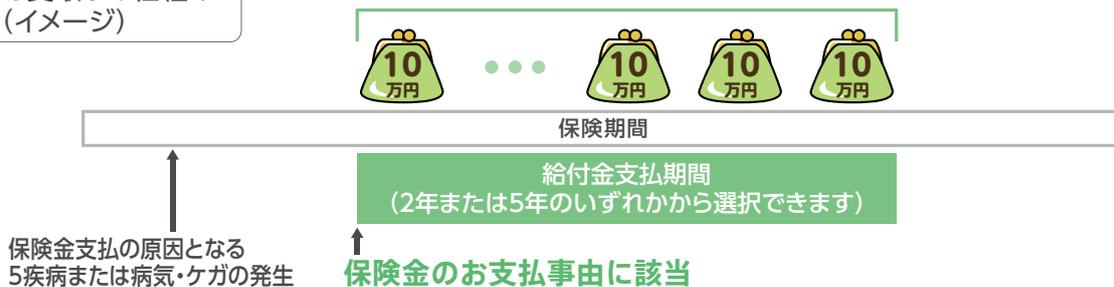
お支払事由に該当した場合、  
その後、定期的に  
ご申告いただくことなく、  
毎月給付金を  
お受け取りいただけます。

〈重度5疾病・障害・  
重度介護保障特約〉

保険金を一時にお受け取りいただくこともできます。

お受け取りの仕組み  
(イメージ)

給付金を毎月お受け取り(特約給付金月額10万円の場合)



状態の  
説明

就業不能状態

以下のいずれかに該当したとき。ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。  
●5疾病の治療を目的として、病院または診療所において入院している状態  
●5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で治療に専念しており、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態

障害状態

以下のいずれかに該当したとき。  
●国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき。ただし、精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合は除きます。  
●国民年金法にもとづく障害等級1級または2級に相当し、回復の見込みのない状態として当社が定める以下のような「生活障害状態」に該当したとき。ただし、精神の障害を原因として障害等級2級に相当する状態は対象となりません。

〈生活障害状態の例〉

■両眼の視力の和が0.08以下などの眼の障害 ■両耳の聴力レベルが90デシベル以上などの聴覚障害 ■そしゃく・嚥下の機能を欠く状態 ■音声または言語機能の著しい障害 ■上肢または下肢の機能に著しい障害を有するなどの肢体の障害 ■心臓移植や永続的な人工透析療法を受けるなどの特定の病状

要介護状態

以下のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後は要介護状態とはいいません。  
●常時寝たきり状態で、下記のア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人の介護を必要とする状態  
ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない イ. 衣服の着脱が自分ではできない ウ. 入浴が自分ではできない  
エ. 食物の摂取が自分ではできない オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない  
●器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を必要とする状態

# メディカルKit NEO 就業不能保障セットプランの保障内容

保険期間: 終身<sup>注</sup>

入院給付金 日額 **10,000円**

手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型(Ⅲ型)

保険金・給付金・特別・特約等の種類	どんなとき		
主契約	<b>入院</b> (疾病入院給付金) (災害入院給付金)	病気やケガで 所定の入院をされたとき	1日につき <b>10,000円</b> 1入院につき60日まで、 通算支払限度日数1,095日 初期入院保障特別を付加した場合、初期入院保障特別の対象となる入院をしたときは、日数に応じた上記給付金はお支払いしません。
	<b>手術・放射線治療</b> (手術給付金) (放射線治療給付金)	公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療を受けられたとき (お支払いの対象外となる手術・放射線治療や、お支払回数に制限がある場合があります。)	手術の種類により 1回につき <b>40・20・10・5万円</b> 放射線治療 1回につき <b>10万円</b>
	<b>死亡保障</b> (死亡保険金)	死亡されたとき	なし 死亡保険金の給付倍率0倍 死亡保険金をお支払いするタイプもございます。 詳しくは P. 11 「特長1」へ
特別	<b>特定疾病のときの保険料払込免除</b> <sup>!</sup> (特定疾病保険料払込免除特則)	○初めて悪性新生物*と診断確定されたとき ○心疾患または脳血管疾患で、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき 詳しくは P. 21 「保険料払込みの免除について」へ	将来の保険料払込みが不要
	<b>入院</b> (初期入院保障特則)	病気やケガで1～9日間の所定の入院をされたとき	一律 <b>10万円</b>
特約	<b>3大疾病による入院</b> 3大疾病入院支払日数無制限特約 (特定疾病入院給付金)	3大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)により所定の入院をされた場合で、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1入院または通算の支払限度日数を超えたとき ・1入院の支払限度日数(60日) ・通算の支払限度日数(1,095日)	1日につき <b>10,000円</b>
	<b>先進医療特約</b> (先進医療給付金)	公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき (厚生労働大臣が定める先進医療で、対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。)	先進医療にかかわる技術料 (通算2,000万円まで)
	特長1 特長2 特長3 <b>重度5疾病・障害・重度介護保障特約</b> <sup>!</sup> (重度5疾病・障害・重度介護保険金)	以下の①～③のいずれかに該当したとき ①5疾病(悪性新生物*・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)による所定の <b>就業不能状態</b> が60日を超えて継続したと診断されたとき ②病気やケガにより、以下のいずれかの <b>障害状態</b> に該当したとき ・国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に認定されたこと(精神の障害による障害等級2級を除きます。) ・所定の <b>生活障害状態</b> に該当したとき ③病気やケガによる <b>要介護状態</b> が180日を超えて継続したと診断されたとき それぞれの状態の詳細については、P. 9 「状態の説明」をご覧ください。	給付金支払期間満了日まで 月額 <b>10万円</b>

就業不能保障セットプラン

<sup>注</sup> 先進医療特約の保険期間は10年で自動更新が可能です。ただし、更新後を含め、保険期間は90歳満了を上限とします。重度5疾病・障害・重度介護保障特約の保険期間は、60歳・65歳・70歳のいずれかで満了となり、更新されることはありません。

\*「上皮内新生物」は対象になりません。

**! がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

●このプランは、死亡保険金をお支払いしないタイプです。(被保険者が死亡された場合に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。)

**保障内容について、P.18～20の「Q&A」およびP.21～22の「ご検討にあたりご注意いただきたいこと」を必ずご確認ください。**

# 死亡保障セットプランのポイント

スタンダードプランの保障内容もあわせてご確認ください [詳しくは](#) P. 7 8

特長

1

〈主契約〉

解約返戻金をなくすことにより、お手ごろな保険料で  
**死亡保障を一生涯確保**できます。

保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、保険料をおさえています。

保険料払込期間満了後の解約返戻金は、死亡保険金部分を含めて、入院給付金日額の10倍です。

- 死亡保険金額は、入院給付金日額×死亡保険金の給付倍率となります。
- 死亡保険金の給付倍率は、50倍～500倍(50倍単位)で所定の条件にもとづき設定いただけます(注)。
- この保険の死亡保険金は、保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより、一般的な死亡保険より割安な保険料で、終身の死亡保障をご提供するものです。死亡保険金部分を解約返戻金のある当社の死亡保険(終身保険)と比較すると次のとおりです。

【共通契約条件】計算基準日:2020年8月2日

30歳男性、保険期間・保険料払込期間:終身、死亡保険金額:500万円、保険料払込方法:月払(口座振替)

【メディカルKit NEO契約条件】

入院給付金日額:10,000円、入院給付金の支払限度の型:60日型、手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型、初期入院保障特則・特定疾病保険料払込免除特則 付加

商品名		メディカルKit NEO 死亡保険金部分			ご参考 終身保険		
月払保険料		4,500円			8,655円		
経過年数	年齢	払込保険料合計額 (①)	解約返戻金 (②)	返戻率 (②÷①)	払込保険料合計額 (①)	解約返戻金 (②)	返戻率 (②÷①)
1年	31歳	54,000円	0円	0%	103,860円	0円	0.0%
5年	35歳	270,000円	0円	0%	519,300円	237,500円	45.7%
10年	40歳	540,000円	0円	0%	1,038,600円	820,000円	78.9%
20年	50歳	1,080,000円	0円	0%	2,077,200円	1,661,000円	79.9%
30年	60歳	1,620,000円	0円	0%	3,115,800円	2,499,000円	80.2%
40年	70歳	2,160,000円	0円	0%	4,154,400円	3,305,000円	79.5%
50年	80歳	2,700,000円	0円	0%	5,193,000円	4,020,000円	77.4%

上表の払込保険料合計額・解約返戻金は、各年度の末日までの保険料が全額払い込まれた場合の値を表示しています。



メディカルKit NEOの死亡保険金には、**解約返戻金を活用した資産形成機能はなく、将来、ご契約内容を見直す場合等でも解約返戻金を活用することはできません。**未成年のお客様を被保険者とする場合は、ご契約に際して特にご注意ください。

(注) ご契約にあたっては、保険料だけでなく、保険の内容のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保険の内容については、契約概要等で全般的にご確認ください。

(注) 契約者・被保険者・保険料振替口座名義人が法人代理店およびその特定関係法人の役員・従業員ご本人である契約(構成員契約)について、当該代理店では死亡保険金の給付倍率が100倍以内の場合に限りお取扱いできます。

特長

2

〈特定悪性新生物  
保険金前払特約〉

進歩する医療技術による治療費に備えるために…

所定の悪性新生物\*と診断確定された場合に

将来の死亡保険金のお受取りに代えて保険金をお受け取りいただける

**特定悪性新生物保険金前払特約**を付加できます!

この特約の保険料は不要です。

[詳しくは](#) P. 14 「特長4」へ

# メディカルKit NEO 死亡保障セットプランの保障内容

保険期間: 終身<sup>注</sup>

入院給付金  
日額 **10,000円**

手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型(Ⅲ型)、死亡保険金の給付倍率500倍

	保険金・給付金・特別・特約等の種類	どんなとき	
主契約	<b>入院</b> (疾病入院給付金) (災害入院給付金)	病気やケガで 所定の入院をされたとき	1日につき <b>10,000円</b>  1入院につき60日まで、 通算支払限度日数1,095日  初期入院保障特別を付加した場合、初期入院保障特別の対象となる入院をしたときは、日数に応じた上記給付金はお支払いしません。
	<b>手術・放射線治療</b> <b>約1,000種類の手術に対応</b> (手術給付金) (放射線治療給付金)	公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療を受けられたとき <b>何度でも</b>  (お支払いの対象外となる手術・放射線治療や、お支払回数に制限がある場合があります。)	手術の種類により 1回につき <b>40・20・10・5万円</b>  放射線治療 1回につき <b>10万円</b>
	<b>特長1</b> <b>死亡保障</b> (死亡保険金)	死亡されたとき	10,000円 ×500倍 <b>500万円</b> [ご注意]左ページ「特長1」を必ずご確認ください。
特別	<b>特定疾病のときの保険料払込免除</b> <sup>▲</sup> (特定疾病保険料払込免除特別)	○初めて悪性新生物*と診断確定されたとき ○心疾患または脳血管疾患で、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき  詳しくは P. 21 「保険料払込みの免除について」へ	将来の保険料払込みが不要
	<b>入院</b> (初期入院保障特別)	病気やケガで1～9日間の所定の入院をされたとき	一律 <b>10万円</b>
特約	<b>特長2</b> <b>特長4</b> P. 14 <b>特定悪性新生物保険金前払特約</b> (特定悪性新生物保険金) <b>▲</b>	悪性新生物*について、以下のいずれかに該当したと診断確定されたとき ○悪性新生物の病期分類によりⅢ期またはⅣ期に分類されること ○悪性新生物が認められない状態となった後、再発したこと ○他の臓器に転移したこと  (標準治療がないか、標準治療が終了した、または標準治療の終了が見込まれる場合を含みます。)	将来の死亡保険金のお支払いに代えて、お受取り 指定保険金額 × 所定の給付割合  主契約の死亡保険金額のうち指定した金額 請求日における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合(91%～99%)
	<b>3大疾病による入院</b> 3大疾病入院支払日数無制限特約 (特定疾病入院給付金)	3大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)により所定の入院をされた場合で、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1入院または通算の支払限度日数を超えたとき ・1入院の支払限度日数(60日) ・通算の支払限度日数(1,095日)	1日につき <b>10,000円</b>
	<b>先進医療特約</b> (先進医療給付金)	公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき  (厚生労働大臣が定める先進医療で、対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。) 詳しくは P. 13「特長3」へ	先進医療にかかわる技術料 (通算2,000万円まで)

死亡保障セットプラン

<sup>注</sup> 先進医療特約の保険期間は10年で自動更新が可能です。ただし、更新後を含め、保険期間は90歳満了を上限とします。

※「上皮内新生物」は対象になりません。

**▲ がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

**保障内容について、P.18～20の「Q&A」およびP.21～22の「ご検討にあたりご注意いただきたいこと」を必ずご確認ください。**

# 生活習慣病保障セットプランのポイント

スタンダードプラン・死亡保障セットプランの保障内容もあわせてご確認ください [詳しくは](#) P. 7 8 11 12

特長

1

〈特定治療支援特約  
特約の型:Ⅲ型〉

所定の生活習慣病で治療等を受けられたとき、

**一時金を最大5回**<sup>※1</sup>お受取り!

**保障は一生涯**<sup>※2</sup>続き、

**幅広い疾病治療を保障**します!

お受取額は「特定治療支援給付金額×給付割合」となります。給付割合について [詳しくは](#) P. 20 Q&Aへ

所定の生活習慣病と、この特約のお支払対象となる治療(お支払いの要件)とは?

悪性新生物	上皮内新生物 <sup>※1</sup>	心疾患	脳血管疾患
<b>1回目の給付金</b> 初めて悪性新生物と診断確定されたとき <b>2回目以後の給付金</b> 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療を受けられたとき	初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき	所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき
肝硬変	慢性腎不全	糖尿病 <sup>※1 ※3</sup>	
公的医療保険制度の給付対象となる診療行為または先進医療に該当する診療行為			

特長

2

〈抗がん剤治療特約〉

がんの治療を目的として、公的医療保険制度の対象となる

所定の**抗がん剤治療**を月に1回以上受けられたとき、

受けられた月ごとに**治療給付金**をお受取り!

長期にわたり高額になりがちな抗がん剤治療に備えられます!

●支払限度は通算60か月となります。

特長

3

〈先進医療特約〉

公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき、

**先進医療にかかわる技術料**をお受取り!

●先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。  
また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。

●支払限度額は通算2,000万円となります。

【ご注意】 ●特定治療支援特約、抗がん剤治療特約、特定悪性新生物保険金前払特約については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。詳しくは P. 21「[ご検討にあたりご注意いただきたいこと](#)」をご確認ください。

特長

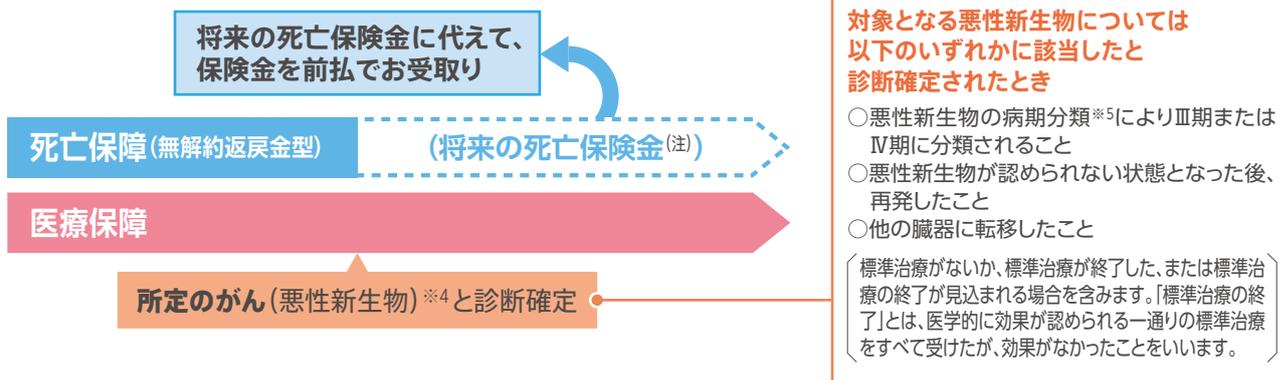
4

〈特定悪性新生物  
保険金前払特約〉

# ■所定の**悪性新生物**<sup>※4</sup>と**診断確定**された場合に、 ご希望により将来の死亡保険金のお受取りに代えて、 **保険金を前払でお受け取り**いただけます。 **この特約の保険料は不要です。**

- 死亡保険金をお支払いするタイプ(死亡保険金の給付倍率を0倍超で選ばれた場合)で「特定疾病保険料払込免除特約」を付加したご契約の場合、この特約を付加できます。

〈お受取りのイメージ図〉



(注) 将来の死亡保険金は、特定悪性新生物保険金の請求日<sup>※6</sup>になくなります。所定のがん(悪性新生物)と診断確定されたときではありません。

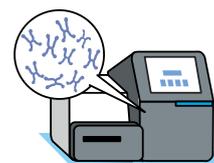
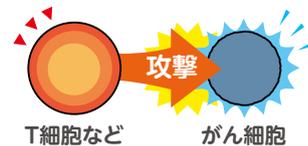
〈前払でお受け取りいただける保険金〉

指定保険金額 × 請求日<sup>※6</sup>における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合 (91%~99%)

詳しくは P. 19 Q&Aへ

## ■医療技術の進歩に伴い、今後ますます多様化するがん治療を選択するための備えとして!

将来**安心して治療に専念**いただくための  
**治療費等にもご利用**いただけます!



- 前払でお受け取りいただける保険金額は、お客様のニーズに合わせ死亡保険金額のうち当社の定める範囲内でその全部または一部をご指定いただけます(指定保険金額)。一部を指定した場合、死亡保障を継続できます。

生活習慣病保障セットプラン

※1 疾病の種類ごとに1年に1回かつ保険期間を通じて5回を限度とします。  
ただし、上皮内新生物および糖尿病(3大合併症:糖尿病腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害)のお支払いは1回が限度となります。

※2 すべての疾病について給付金の支払限度に達した場合は特約は消滅します。

※3 対象となる糖尿病は、糖尿病を原因として糖尿病腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害のいずれかを発症した場合に限ります。

※4 「上皮内新生物」は対象になりません。

※5 「悪性新生物の病期分類」とは、国際対がん連合(UICC)が発行する「TNM悪性腫瘍の分類第8版」において定められた病期分類をいいます。

※6 「請求日」とは、特定悪性新生物保険金の請求に必要な書類が当社に到着した日のことをいいます。

保険期間:終身<sup>注</sup>

入院給付金  
日額 **10,000円**

手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型(Ⅲ型)、死亡保険金の給付倍率500倍

保険金・給付金・特別・特約等の種類

どんなとき

主契約	<b>入院</b> (疾病入院給付金) (災害入院給付金)	病気やケガで 所定の入院をされたとき	1日につき <b>10,000円</b> 1入院につき60日まで、 通算支払限度日数1,095日 初期入院保障特則を付加した場合、初期入院 保障特則の対象となる入院をしたときは、 日数に応じた上記給付金はお支払いしません。
	<b>手術・放射線治療</b> (手術給付金) (放射線治療給付金) 約1,000種類の手術に対応	公的医療保険制度の給付対象の 手術・放射線治療を受けられたとき (お支払いの対象外となる手術・放射線治療や、お支払回数に 制限がある場合があります。)	手術の種類により 1回につき <b>40・20・10・5万円</b> 放射線治療 1回につき <b>10万円</b>
	P.11 <b>特長 1</b> <b>死亡保障</b> (死亡保険金)	死亡されたとき	10,000円 ×500倍 <b>500万円</b> [ご注意] P.11「特長1」を必ずご確認ください。
特別	<b>特定疾病のときの 保険料払込免除</b> <sup>!</sup> (特定疾病保険料払込免除特則)	○初めて悪性新生物*と診断確定されたとき ○心疾患または脳血管疾患で、所定の手術または 継続20日以上入院治療を 受けられたとき 詳しくは P.21 「保険料払込みの免除について」へ	将来の保険料払込みが不要
	<b>入院</b> (初期入院保障特則)	病気やケガで1～9日間の所定の入院をされたとき	一律 <b>10万円</b>
特約	P.14 <b>特長 4</b> <b>特定悪性新生物 保険金前払特約</b> (特定悪性新生物保険金) <sup>!</sup>	悪性新生物*について、以下のいずれかに該当したと 診断確定されたとき ○悪性新生物の病期分類によりⅢ期またはⅣ期に分類 されること ○悪性新生物が認められない状態となった後、再発したこと ○他の臓器に転移したこと (標準治療がないか、標準治療が終了した、または標準治療 の終了が見込まれる場合を含みます。)	将来の死亡保険金のお支払いに代えて、お受取り 指定保険金額 × 所定の給付割合 (主契約の死亡 保険金額のうち 指定した金額) (請求日における 被保険者の年齢・ 性別等に応じた 給付割合 (91%~99%))
	<b>3大疾病による入院</b> 3大疾病入院支払日数無制限特約 (特定疾病入院給付金)	3大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)により 所定の入院をされた場合で、主契約の疾病入院給付金の 支払日数が1入院または通算の支払限度日数を超えた とき ・1入院の支払限度日数(60日) ・通算の支払限度日数(1,095日)	1日につき <b>10,000円</b>

注 先進医療特約、抗がん剤治療特約の保険期間は10年で自動更新が可能です。ただし、更新後を含め、保険期間は90歳満了を上限とします。

※「上皮内新生物」は対象になりません。

▲がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

入院給付金  
日額 **10,000円**

手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型(Ⅲ型)、死亡保険金の給付倍率500倍

保険金・給付金・特約・特約等の種類

どんなとき

特長  
**3**

P.13

## 先進医療特約

(先進医療給付金)

公的医療保険制度における  
所定の先進医療を受けられたとき

(厚生労働大臣が定める先進医療で、対象となる  
医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。)

先進医療にかかわる技術料

(通算2,000万円まで)

所定の生活習慣病により治療等を受けられたとき

疾病の種類ごとに  
最大5回

1回

**50万円**

上皮内新生物給付金は25万円

特定治療支援特約の対象疾病とお支払いの要件

〈50万円プラン〉

・50万円プランの他に、100万円プランもあります。

疾病	対象となる治療等		Ⅲ型			
	1回目	2~5回目	1回あたりの給付金額	給付割合		
3 大 疾 病	がん	悪性新生物	初めて 診断確定 されたとき	所定の手術・放射線治療・ 抗がん剤治療を受けられたとき	50万円	100%
		上皮内新生物	—	—	25万円	50%
6 疾 病	心疾患	所定の手術または継続20日以上 の入院治療を受けられたとき		50万円	100%	
	脳血管疾患	—		—	—	
	肝硬変	治療を受けられたとき		—	—	
	慢性腎不全	—		—	—	
糖尿病 (3大合併症: 糖尿病腎症、 糖尿病網膜症、 糖尿病神経障害)	—		—	50万円	100%	

・各種給付金のお受取額

特定治療支援給付金額×給付割合

・支払限度回数

給付金の種類ごとに、1年に1回かつ保険期間を通じて5回  
(上皮内新生物給付金、糖尿病給付金は1回)

特長  
**1**

P.13

## 特定治療 支援特約

特約の型:Ⅲ型

(悪性新生物給付金)  
(上皮内新生物給付金)  
(心疾患給付金)  
(脳血管疾患給付金)  
(肝硬変給付金)  
(慢性腎不全給付金)  
(糖尿病給付金)

特長  
**2**

P.13

## 抗がん剤治療 特約

(治療給付金)

公的医療保険制度の対象となる  
所定の抗がん剤治療を受けられたとき

お支払事由の該当月ごとに **5万円**

・支払限度月数は通算60か月  
・5万円プランの他に、10万円プランも  
あります。

特約

生活習慣病保障セットプラン

保障内容について、P.18~20の「Q&A」およびP.21~22の「ご検討にあたりご注意いただきたいこと」を必ずご確認ください。

# それぞれのプランに さまざまな**特則・特約**をプラスすることができます。



通院のときの治療費にも  
備えておきたい

## 通院特約

主契約の入院給付金が支払われる  
入院をされ、かつ所定の期間内に  
通院された場合にお受け取りいただけます。



抗がん剤治療など、  
がんの通院治療費にも  
備えたい

## がん通院特約

(3大疾病入院支払日数無制限特約とセット)

がんにより所定の入院をされ、  
かつ所定の期間内に通院された場合  
にお受け取りいただけます。



女性向けの保障を  
充実させたい

## 女性疾病保障特約

3大疾病を含む特定の病気により  
入院された場合にお受け取りいただけます。  
\*乳房の悪性新生物で乳房を切除し乳房再建手術を  
受けたものも含まれます。



がんと診断されたら、  
まとまった  
治療資金が欲しい

## がん診断特約

がん(悪性新生物・上皮内新生物)と  
診断されたら、一時金を2年に1回を  
限度に回数無制限でお受け取りいただけます。  
\*上皮内新生物の診断給付金のお受け取りは  
保険期間を通じて1回限りとします。



初めてがん(悪性新生物)と  
診断されたときに  
しっかり備えたい

## 悪性新生物 初回診断特約

(がん診断特約とセット)

悪性新生物と初めて診断されたら、  
一時金をお受け取りいただけます。

	スタンダードプラン	就業不能保障 セットプラン	死亡保障 セットプラン	生活習慣病保障 セットプラン
死亡保障(主契約)	なし	なし	◎	◎
初期入院保障特則(主契約)	◎	◎	◎	◎
特定疾病保険料払込免除特則(主契約)	●	◎	◎	◎
特定悪性新生物保険金前払特約	▲	▲	◎	◎
3大疾病入院支払日数無制限特約	◎	◎	◎	◎
先進医療特約	●	◎	◎	◎
重度5疾病・障害・重度介護保障特約	●	◎	●	●
特定治療支援特約	●	●	●	◎
抗がん剤治療特約	●	●	●	◎
通院特約	●(※1)	●(※1)	●(※1)	●(※1)
がん通院特約	●(※1)(※2)	●(※1)(※2)	●(※1)(※2)	●(※1)(※2)
女性疾病保障特約(初期入院保障特則)	●	●	●	●
がん診断特約	●	●	●	●
悪性新生物初回診断特約	●(※3)	●(※3)	●(※3)	●(※3)

◎印は当該プランに必ず付加する保障・特則・特約です。

●印はご契約時に任意に付加できる特則・特約です。

▲印は、主契約の死亡保険金の給付倍率が0倍超で特定疾病保険料払込免除特則が付加されている場合、ご契約時に任意に付加できる特約です。

(※1) 通院特約とがん通院特約の両方を付加することはできません。

(※2) 3大疾病入院支払日数無制限特約をあわせて付加する必要があります。

(※3) がん診断特約をあわせて付加する必要があります。

保障内容について、P.18～20の「Q&A」およびP.21～22の「ご検討にあたりご注意いただきたいこと」を必ずご確認ください。

# Q & A

お客様からよくいただくご質問です。お申込みの前にご確認ください。  
詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## Q どんな入院が対象となりますか？

A お支払いの対象となる入院は以下のとおりです。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所※に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。「治療を目的とする入院」には、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、該当しませんのでご注意ください。

※介護保険法に定める介護療養型医療施設は除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。

## Q どんな手術・放射線治療が対象となるのですか？ 支払対象外の手術・放射線治療はありますか？

主契約

A 公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療や、骨髄等の採取術(1回を限度)※が対象です。  
ただし、対象外となる手術・放射線治療もあります。

※造血幹細胞移植に用いる骨髄等の提供を目的とし責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術が対象となります。  
骨髄等の提供者と受容者が同一となる自家移植を除きます。

「公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療」とは、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を指します。

手術給付金または放射線治療給付金のお支払対象は、当該手術または放射線治療を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されますので、ご加入後、医科診療報酬点数表において、新たに手術料または放射線治療料の算定対象となった手術または放射線治療もお支払いの対象となります。

- 手術料の算定対象となっていないレーザー屈折矯正手術(レーシック)、先進医療などについてはお支払対象とはなりません。(注)
- 手術料ではなく、処置料の算定対象となっている、持続的胸腔ドレナージ、持続的腹腔ドレナージ、エタノールの局所注入などについてはお支払対象とはなりません。(注)
- 歯科診療報酬点数表のみで手術料の算定対象となっている、歯根嚢胞摘出手術などについてはお支払対象とはなりません。(注)

<手術料・放射線治療料の算定対象となっている手術・放射線治療のうち、この保険では対象とならないもの>

- 手術については以下①～⑦に定めるものは手術給付金のお支払対象となりません。  
①傷の処置(創傷処理、デブリードマン) ②切開術(皮膚、鼓膜) ③骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術  
④抜歯 ⑤異物除去(外耳、鼻腔内) ⑥鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) ⑦魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
- 放射線治療については、血液照射を除きます。  
放射線照射の方法については、体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。
- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により、手術料・放射線治療料の算定対象となる手術・放射線治療であっても、手術給付金・放射線治療給付金のお支払回数に制限がある場合があります。

(注)記載の内容は2020年1月現在の公的医療保険制度によります。今後制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

## Q 公的医療保険の「先進医療」とは何ですか？

先進医療特約

A 厚生労働大臣が定めた基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術等をいいます。

先進医療とは、新しい医療技術・患者ニーズの多様化等に対応することを目的に、厚生労働大臣が定めた基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術等をいいます。

先進医療の技術料は公的医療保険制度の給付対象になりません。したがって、先進医療による治療や手術などを受けた場合、その技術料は全額自己負担になります。先進医療に伴う技術料以外の診察料、検査料、投薬料、入院料などは公的医療保険制度の給付対象になります。

また、先進医療の対象技術は変動しますが、給付金のお支払いの対象となるものは、治療を受けた時点で先進医療とされているものに限られます。

最新情報は、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。



**重度5疾病・障害・重度介護保障特約は  
専業主婦(主夫)や資産生活者も、契約できますか？**

重度5疾病・障害・  
重度介護保障特約

**A** 専業主婦(主夫)や資産生活者の方もお申し込みいただけます。

重度5疾病・障害・重度介護保障特約のお支払要件における就業不能状態は、被保険者の病状に照らして医学的見地からの診断をもとに判定します。



**高額療養費制度の仕組みを教えてください。**

**A** 下記をご参照ください。なお、詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

<高額療養費制度とは(概要)>

公的医療保険における制度の一つで、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月(月の初めから終わりまで)で一定額※を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。事前に手続きをすることで、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることも可能です。

※70歳未満で年収約370~約770万円の方の場合、 $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$

### 先進医療を受ける場合

総医療費が100万円、うち先進医療にかかる費用(技術料)が20万円だった場合(70歳未満で年収約370~約770万円の方の例)

- ① 先進医療にかかる費用(技術料)は、全額自己負担になります。
- ② 先進医療に伴う診察、検査、投薬、入院料などについては公的医療保険制度の給付対象になり、この部分には高額療養費制度が適用されます。



**A** 先進医療にかかる費用(技術料) **200,000円**

**B** 公的医療保険自己負担額(3割)  $80万円 \times 3割 = 240,000円$

**C** 高額療養費制度適用後の自己負担額  
 $80,100円 + (公的医療保険適用の総医療費80万円 - 267,000円) \times 1\% = 85,430円$

医療費の自己負担額(総額) **A + C 285,430円**

ご注意: 2020年2月現在の公的医療保険制度にもとづき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。



**特定悪性新生物保険金の受取額について教えてください。**

特定悪性新生物  
保険金前払特約

**A** 特定悪性新生物保険金のお受取額は、次のとおりです。

**指定保険金額**※ × 請求日における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合(91%~99%)

※指定保険金額は、主契約の死亡保険金額のうち、当社の定める範囲内でその全部または一部を指定することができます。

- 特定悪性新生物保険金をお受け取りいただいた場合、死亡保険金の給付倍率は、主契約の死亡保険金額のうち、指定保険金額に対応する部分が請求日にさかのぼって減じられたものとします。

(例) 入院給付金日額10,000円、死亡保険金の給付倍率500倍のご契約で、指定保険金額を300万円(死亡保険金の給付倍率300倍)とした場合、実際にお受け取りいただける保険金は、 $300万円 \times 給付割合(91\% \sim 99\%)$ となります。

また、お受け取り後の死亡保険金の給付倍率は、 $500倍 - 300倍 = 200倍(200万円)$ となります。

- 特定悪性新生物保険金のお受取りは、保険期間を通じて1回を限度とします。ただし、主契約の死亡保険金額の一部を指定した場合、特定悪性新生物保険金の支払事由に該当する悪性新生物の治療が行われている間は、当社の定める範囲内で、指定保険金額の増額を請求することができます。この場合、増額後の指定保険金額にもとづきお受け取りいただくべき特定悪性新生物保険金から既にお受け取りいただいた額を差し引いた額をお受け取りいただけます。
- 被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合の詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



**どんな抗がん剤治療が対象となるのですか？**

抗がん剤治療特約

**A** 公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療とは、以下のすべてを満たす入院または通院による治療をいいます。

- がんの治療を直接の目的とした所定の入院または通院
- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院



特定治療支援特約の給付金の型と給付割合について教えてください。

特定治療支援特約

A 本パンフレットに記載しているⅢ型以外に、Ⅱ型・Ⅰ型がございます。それぞれの給付割合は下表のとおりです。

【特約の対象疾患とお支払いの要件等】

疾病	対象となる所定の治療等		通算支払限度	Ⅲ型	Ⅱ型	Ⅰ型		
	1回目	2～5回目		1回あたりの給付割合				
3大疾病 6疾病	がん	悪性新生物	初めて診断確定されたとき	所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療を受けられたとき	5回	100%		
		上皮内新生物	—	—	1回	50%		
	心疾患	所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき		5回	100%			
	脳血管疾患	治療*を受けられたとき			100%	50%	—	
	肝硬変							
	慢性腎不全	—		1回				
糖尿病(3大合併症)	—		1回					

\*公的医療保険制度の給付対象となる診療行為または先進医療に該当する診療行為を対象とします。

## 生命保険と税金について

### 生命保険料控除の種類

この保険に適用される生命保険料控除の種類は下表のとおりです。

控除の種類	対象となる保険契約・特約
一般生命保険料控除	<主契約>メディカルKit NEO 死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合で、死亡保険金の給付倍率を100倍超と指定しているとき
介護医療保険料控除	<主契約>メディカルKit NEOで、上記以外の場合 <特約>3大疾病入院支払日数無制限特約、先進医療特約、特定治療支援特約、重度5疾病・障害・重度介護保障特約、抗がん剤治療特約

### 保険金・給付金等の税法上のお取扱いについて

以下は2020年1月現在の税制にもとづくもので、今後税務のお取扱いが変わる場合もあります。

#### (1)入院給付金等をお受け取りになる場合

被保険者、その配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取人のときは、保険金・給付金等には税金がかかりません。

#### (2)死亡保険金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)(※)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

(※) 2013年1月1日から2037年12月31日まで、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課されます。

## ご検討にあたりご注意いただきたいこと

ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

### 1 がんに関する不担保期間のお取扱いについて

・次の特則・特約については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。

特則・特約	不担保期間のお取扱い
特定疾病保険料払込免除特則、 特定治療支援特約、 重度5疾病・障害・重度介護保障特約	不担保期間終了まで <sup>(※1)</sup> にがん <sup>(※2)</sup> に罹患した場合、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はいたしません<sup>(※3)</sup></u> 。この場合、不担保期間終了後に新たにがん <sup>(※2)</sup> に罹患されても、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はいたしません</u> 。
抗がん剤治療特約、 特定悪性新生物保険金前払特約	不担保期間終了日の翌日を特約の責任開始日とし、その日から特約上の保障を開始します。不担保期間終了まで <sup>(※1)</sup> にがん <sup>(※2)</sup> と診断確定された場合は、特約は無効となり、 <u>保険金・給付金等のお支払いはいたしません</u> 。

(※1) 責任開始期前を含みます。

(※2) 対象となるがんについては、以下 2 をご確認ください。

(※3) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の場合、障害状態・要介護状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。

### 2 保険金・給付金等の対象となる3大疾病について

・次の特則・特約において、お支払いや保険料払込みの免除の対象となる疾病は下表のとおりとします。(○:対象、×:対象外)

特則・特約	がん		心疾患		脳血管疾患	
	悪性新生物	上皮内新生物	急性心筋梗塞	左記以外 <sup>(※)</sup>	脳卒中	左記以外
特定疾病保険料払込免除特則	○	×	○	○	○	○
3大疾病入院支払日数無制限特約、 特定治療支援特約	○	○	○	○	○	○
重度5疾病・障害・重度介護保障特約	○	×	○	×	○	×
抗がん剤治療特約	○	○	—	—	—	—
特定悪性新生物保険金前払特約	○	×	—	—	—	—

(※)「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

・がんおよびその病期に関する診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。

・その他、対象となる疾病の詳細については、特約条項の別表をご確認ください。

### 3 手術給付金・放射線治療給付金について

・手術給付金については、傷の処置や抜歯などお支払いの対象外となる手術や、お支払回数に制限がある場合があります。骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。

・放射線治療給付金は、電磁波温熱療法を対象として含みます。対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。(血液照射は対象になりません。)また、お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、給付金が支払われる最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。

### 4 お支払い対象となる慢性腎不全について

・重度5疾病・障害・重度介護保障特約及び特定治療支援特約のお支払い対象となる「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

### 5 保険料払込みの免除について

以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- ・病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき
- ・不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき
- ・特定疾病保険料払込免除特約が付加されている場合で、以下の①または②に該当したとき
  - ①初めて悪性新生物と診断確定されたとき
  - ②心疾患または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術<sup>(※)</sup>または継続20日以上入院治療を受けたとき

(※)手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療(P.18「Q&A」)に該当する手術を対象とします。

## 6 保険金・給付金のお支払事由等の変更について

・各種制度の改正等により保険金・給付金のお支払事由または保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、下表のとおり保険金・給付金のお支払事由または保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

変更事由	保険金・給付金のお支払事由を変更することがある主契約・特別・特約
公的医療保険制度等の改正 または医療技術・医療環境の変化	主契約の給付金(疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金)、 特定疾病保険料払込免除特則、先進医療特約、特定治療支援特約、 抗がん剤治療特約、特定悪性新生物保険金前払特約
国民年金法その他の関連する法令等の改正	重度5疾病・障害・重度介護保障特約

## 7 解約返戻金について

解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。
- 付加される特約・特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特則のみの解約はできません。
- 死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合、解約返戻金の額は死亡保険金部分を含めて上記のとおりです。

**この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。**

## 8 特約の更新について

### ● 先進医療特約・抗がん剤治療特約について

- ・先進医療特約および抗がん剤治療特約について、保険期間が満了する場合で所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
- ・更新後の特約の保険期間は、10年とします。(ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)
- ・特約が更新された場合、特約の給付金のお支払いおよび保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の支払額、支払月数等を通算して適用します。
- ・更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。)
- ・更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。

### ● 上記以外の特約について

- ・上記以外の特約の保険期間は終身(重度5疾病・障害・重度介護保障特約は60歳・65歳・70歳のいずれかで満了)のため、更新されることはありません。

## 9 配当について

この保険の主契約および特約は、契約者配当金はありません。

## 10 生命保険募集人について

- ・生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- ・当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社のカスタマーセンターまでご連絡ください。

## 11 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**疾病・医療保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者/代理店または営業店にご請求ください。

「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

# 保険金・給付金等を確実にご請求いただくために代理請求についてご家族へのご説明をお願いします。

## 代理請求とは

保険金・給付金等の受取人が被保険者となっているご契約で、保険金・給付金等の受取人(=被保険者本人)が保険金・給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、戸籍上の配偶者(配偶者がいない場合は被保険者と生計を一にする親族)が代理人として保険金・給付金等をご請求いただける制度です。

保険契約者が被保険者と同一人である場合の保険料払込みの免除のご請求についても、同様に取り扱います。

(※)代理請求により、保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨ご連絡はいたしません。保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者(またはご契約者)から契約内容についてのご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(またはご契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

保険金・給付金等とは、保険金、給付金、保険料払込みの免除を指します。

代理請求人の範囲や、代理請求できる保険金・給付金の種類等、詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

## 保険金・給付金等のご請求は、漏れのないようお気をつけください。

保険金・給付金等の  
請求のご連絡先

### ●保険金請求受付専用ダイヤル

☎0120-536-338

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

### ●当社ホームページからもご連絡いただけます。

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

## あんしん生命のお客様へのサービス

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは当社がグループ会社および提携会社を通じてご提供します。詳細は、各サービスのチラシをご覧ください。

この保険のご契約者様(法人除く)・被保険者様およびそのご家族は**無料(\*)**でご利用いただけます。

### メディカルアシスト (各種医療サービス)

☎0120-363-992

#### 緊急医療相談 / 一般の健康相談

24時間 365日対応

- 急に激しい頭痛。どうしたらいいの…
- もらった薬の副作用が知りたい。



#### 医療機関案内

24時間 365日対応

旅行先で急病!  
最寄りの病院を知りたい!!



#### がん専用相談窓口

事前にご予約ください

抗がん剤治療を受ける予定。  
精神的にも体力的にも不安…



#### 転院・患者移送手配

24時間 365日対応

出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい…  
(\*)転院・移送の実費についてはお客様の負担となります。



#### 予約制専門医相談

事前にご予約ください

持病の腰痛が気になる。  
良い治療法はないかな…



### 人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

☎0120-633-877

受付時間 平日9:30~17:30  
(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

(\*)受診費用の実費については、お客様のご負担となります。

### がんお悩み訪問相談サービス

☎0120-363-992

予約受付  
24時間  
365日対応

### 介護アシスト 介護に関するご家族の負担を軽減するサービスです。

#### ●電話介護相談

社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」\*をご利用いただくことも可能です。  
※お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、回答結果にもとづき、受診の勧奨や専門医療機関をご案内等いたします。

☎0120-428-834

受付時間 平日9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

#### ●各種サービス優待紹介

高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご紹介します(\*)。電話介護相談と合わせてご利用いただくことで、介護負担の軽減や高齢者ご本人の自立度の維持につながるサービスをご検討いただけます。

(\*)サービスのご利用に係る費用はお客様の負担となります。

#### ●インターネットによる介護情報サービス

「介護情報ネットワーク」のホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関するさまざまな情報をご提供します。

「介護情報ネットワーク」

<https://www.kaigonw.ne.jp/>

### デイリーサポート 趣味・レジャーから法律の相談など毎日の暮らしにお役に立つ情報をお届けします。 ☎0120-285-110

(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

#### ① 社会保険に関するご相談

公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士等が電話でわかりやすくお応えします。

☎社会保険 受付時間 平日10:00~18:00

#### ② 法律・税務に関するご相談

身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でわかりやすくお応えします。

☎法律 受付時間 平日10:00~18:00

☎税務 受付時間 平日14:00~16:00

#### ③ 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報、マナー・冠婚に関する情報、各種スクール情報など、暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。

☎暮らし 受付時間 平日10:00~16:00

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005  
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>

カスタマーセンター

☎0120-016-234

受付時間 平日9:00~18:00

土曜9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

本社募資 '20-KL01-003 E76-18750(4)改定202006



TOKIO MARINE  
NICHIDO